

## 固定資産評価審査申出制度のあらまし

### 1 固定資産評価審査申出とは

固定資産税の納税者は、固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）に不服がある場合、固定資産評価審査委員会に審査の申出ができます。（地方税法第 432 条）

審査委員会は、市長が登録した価格に関する納税者の不服を審査するために設けられた中立的な機関であり、本市においては 6 名の学識経験者等で組織しています。

**審査委員会に審査申出を行うことができるのは、基準年度（評価替えが行われた年度）で「価格（評価額）」に関することに限られています。**ただし、「8 基準年度以外の年度における審査の申出」に掲げるものに限って、基準年度以外であっても審査申出することができます。

なお、「価格（評価額）」以外の「課税標準額」や「税額」等について不服がある場合は、市長に対して行政不服審査法の不服申立てをすることができます。

### 2 審査申出できる方

固定資産税の納税者又はその代理人に限られています。

### 3 審査申出の方法

固定資産評価審査申出書に不服の内容など必要事項を記入し、事務局に提出してください。

※ 申出書には様式がありますので、事務局（監査委員事務局TEL0595-22-9740）へお問い合わせください。

※ 正本、副本の計 2 部提出してください。

※ 法人の場合は履歴事項全部証明書など代表者を確認できる書類、総代の場合は総代互選書、代理人の場合は委任状を添付してください。

### 4 審査申出の期間

固定資産課税台帳に価格（評価額）等の登録をした旨の公示があった日（伊賀市では通常 3 月 31 日）から納税通知書の交付を受けた日後 90 日以内（※ 1）です。これを過ぎると審査をすることができません。

※ 1 すでに登録された価格が後に修正された場合は、その通知を受けた日から 90 日以内です。この場合、審査申出を行うことができるのは、価格のうち修正された範囲に限られます。

### 5 評価についての照会

審査申出人は、評価の基になった資料など、審査委員会に不服を主張するために必要がある事項について、直接、評価庁（市長）に書面で照会をすることができます。

詳しくは課税課資産税係（TEL0595-22-9614）へお問い合わせください。

## 6 審査の方法

### 審査は、原則として書面で行います。

審査申出人からの審査申出書や、評価庁（市長）からの弁明書をもとに、書面審査を行います。なお、審査委員会が必要であると判断した場合は、実地調査や口頭審理（審査申出人及び評価庁が出席し口頭による陳述を聴取することにより、双方の主張、争点、事実関係等を明らかにするもの。）を行います。

また、審査申出人は、希望すれば審査委員会に対して口頭で意見を述べることができます。（「口頭意見陳述」といい、評価庁は出席しません。）

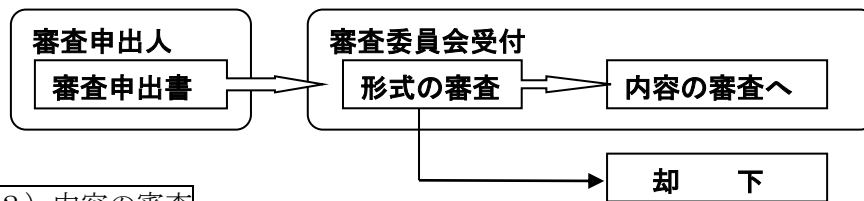
## 7 審査申出の流れ

### (1) 審査申出書の受付と形式の審査

審査申出書が提出されると、不服の内容を審査する前に、必要な添付書類があるか、期限内に提出されたものであるかなど、適法な形式を備えているかどうかを審査します。

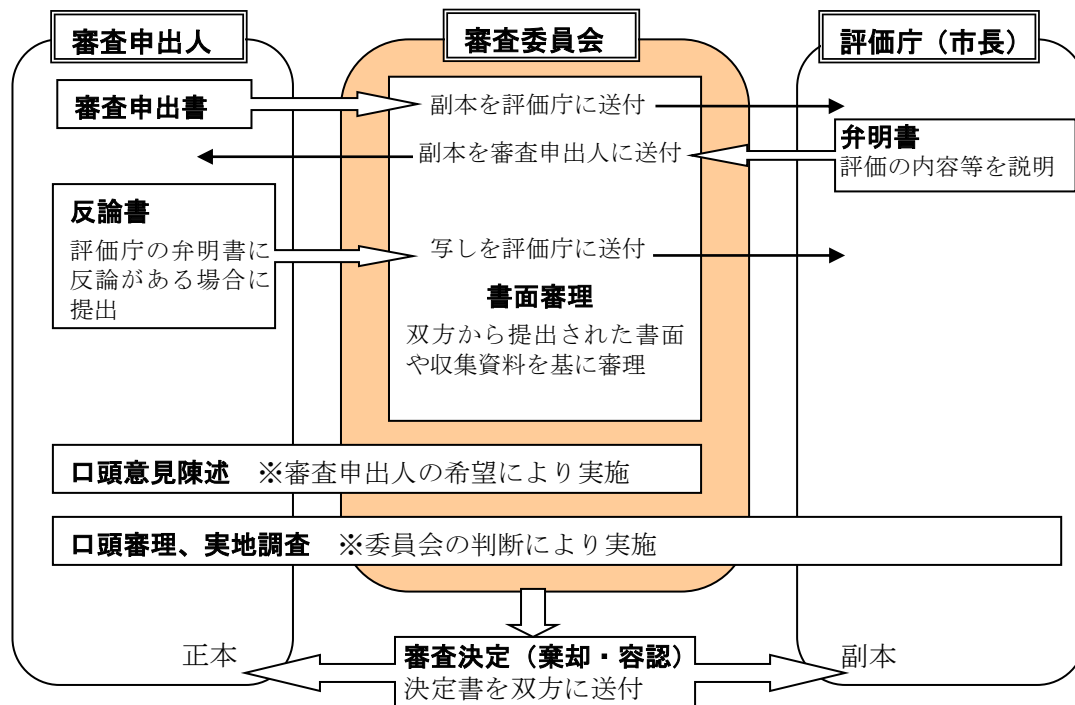
審査申出書に不備があった場合は、審査委員会から補正をお願いしますので、その内容に従って補正していただくことになります。

審査申出期間後に提出された審査申出書や補正されなかったものは、不適法であるため却下されます。



### (2) 内容の審査

形式の審査を経た適法な審査申出について、概ね次の手順で行われます。



## 8 基準年度以外の年度における審査の申出

第二年度及び第三年度(※2)においては、原則として価格(評価額)が基準年度の価格に据え置かれます。このため、審査をすることができるのは次の場合に限られます。

- ① 家屋の新築や土地の分筆などにより新たに価格等が固定資産課税台帳に登録された場合
- ② 家屋の増改築や土地の地目の変換等によって前年度の価格からその価格が変わった場合
- ③ 家屋の増改築や土地の地目の変換等によって評価替えをすべき旨を申し立てる場合
- ④ 地価の下落により土地の価格が修正された場合(地価の下落に伴う価格の修正以外の事項については、審理の対象となりません。)
- ⑤ 地価の下落に伴う土地の価格が修正されなかった土地について修正されるべきである旨を申し立てる場合

※2 第二年度とは評価替えが行われた基準年度の翌年度  
第三年度とは第二年度の翌年度

## 9 審査決定

審査決定には次の3種類があります。

- ① **認容**：審査申出人の主張の全部又は一部を認め評価額を修正すること
- ② **棄却**：審査申出人の主張は評価額を修正すべき正当な理由には当たらないとして主張を退けること
- ③ **却下**：審査申出期間後に提出された申出や評価額以外に関する不服の申出など、不適法であることを理由に申出を退けること

審査委員会では、できるだけ早く審査決定を行うよう手続きを進めますが、審査手続には慎重を期することも求められており、審査に時間がかかることがあります。